

手数料条例に係るの見直し内容

項目	旧	新
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣飼養登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料	1件につき 2,600円	1件につき 3,400円
川西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可申請等手数料		
(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請	1件につき 5,000円	1件につき 10,000円
(2) 一般廃棄物処分業の許可申請	1件につき 8,000円	1件につき 10,000円
(3) 一般廃棄物廃棄物処理業の変更許可申請	1件につき 5,000円	1件につき 10,000円
(4) 浄化槽清掃業の許可申請	1件につき 8,000円	1件につき 10,000円
公図、公簿等の閲覧のうち、川西町情報公開条例に基づく行政情報の閲覧に該当しないものの閲覧手数料	1件につき 300円	1件につき 400円
行政不服審査法第38条第1項に規定する書面又は書類（以下「対象書面等」という。）を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付手数料	白黒で複写した場合にあっては、用紙1枚につき10円。 カラーで複写した場合にあっては、用紙1枚につき20円。 ただし、両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。	白黒で複写した場合にあっては、用紙1枚につき10円。 カラーで複写した場合にあっては、用紙1枚につき50円。 ただし、両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
行政不服審査法第38条第1項に規定する電磁的記録（次号において「第38条対象電磁的記録」という。）に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付手数料	白黒で出力した場合にあっては、用紙1枚につき10円。 カラーで出力した場合にあっては、用紙1枚につき20円。 ただし、両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。	白黒で出力した場合にあっては、用紙1枚につき10円。 カラーで出力した場合にあっては、用紙1枚につき50円。 ただし、両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。